

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成28年3月17日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号)
- 日程第4 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について
- 日程第5 議案第4号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3  
号）
- 日程第14 議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定す  
る機関に関する事務の委託について
- 日程第19 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第23 議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第26 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請  
願書
- 日程第27 議案第25号 副市長の選任について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第1号から議案第24号までの議案24件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第25号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査並びに審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第25号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）～

#### 日程第25 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第2 議案1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の件から日程第25 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案24件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案24件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員。お願いいたします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の外議案9件です。

当委員会は、3月10日木曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査

を行いました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第4号、職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第10号 損害賠償の額を定めることについて、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」、議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について、以上10議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第17号について、質疑はありませんでした。

議案第10号 損害賠償の額を定めることについては、相手方は、損害賠償金額について何も異論はなかったのかについて。

議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」については、総務管理費国庫補助金の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金について、どのようなセキュリティ対策に使用するのか。消防費で14名の消防団員が退職された後、速やかに入団されるのかについて。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員。お願いいたします。

○三栖議員 おはようございます。

厚生常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第2号 専決処分の承認を定めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）の外議案6件です。

当委員会は、3月11日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査

を行いました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について、議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）については、生活保護費で補正額9,740万円となっているが、その理由は。病院から請求件数が数カ月分まとめてきた場合、市はどのような指導をしているのかについて。

議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」については、障害福祉費の特別障害者手当の内容について。老人福祉費の祝い金の金額及びどういう方法で渡しているか。また、金券を期限のないものに変更する考えはないか。環境衛生費の講師謝金について、どういう講師を予定しているのかについて。

議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんでした。

議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、居宅介護サービス給付費の増額理由及び施設介護サービス給付費の減額理由について。地域医療介護総合確保事業施設等整備事業で3,200万円繰り越しているが、その理由はについて。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

なお、議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員。お願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正についての外議案7件です。

当委員会は、3月14日月曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正について、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」、議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第16号 市道路線の認定について、議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上7議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第9号、議案第11号の「所管部分」、議案第14号、議案第15号、議案第22号及び議案第23号は可決、議案第16号は認定しました。

議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正については、代理人の選定について、岩出市以外の代理人も認めているのか。管理料を施設維持分担金に改めた理由。また、毎年8,000円を納付していただくのかについて。

議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」については、商工費、講師謝金54万円計上されているが、支出先、回数及び何名分か。商工費、負担金でDMO設立支援補助金1,000万円計上されているが、具体的な構想があるのか。農林業費320万1,000円の減額理由について。

議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、派遣職員給与等交付金24万1,000円計上されているが、その内容について。

議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑はありませんでした。

議案第16号 市道路線の認定については、新田広芝14号線の道路の南側に接する道路について、市道になっているのか。根来86号線と県道泉佐野岩出線の交差点に信号機を設置するのか。水栖34号線の突き当たりには有刺鉄線で区切られているところがあり、危険を伴うので改善が必要ではないかについて。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされました主な質疑であります。

なお、議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員長、宮本要代議員。お願いいたします。

○宮本議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月3日木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第18号平成28年度岩出市一般会計予算、1件でありました。

3月3日木曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、総務部長に議案第18号に対する議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、文教部門、厚生部門、議会部門、建設部門の順に質疑を行うことに決定しました。

当委員会は、3月4日金曜日、7日月曜日、9日水曜日の3日間で付託議案の審査を行いました。

3月4日金曜日、午前9時30分から委員会を開催し、総務部門の歳入全般と、歳出の2款総務費、7款6項の地域整備事業費の一部、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費についての質疑を行い、総務部門の質疑終了後、文教部門の歳入全般と、歳出の9款教育費について質疑を行いました。

3月7日月曜日、午前9時30分から委員会を開催し、厚生部門の歳入全般と、歳出の3款民生費、4款衛生費、9款4項の幼稚園費についての質疑を行い、厚生部門の質疑終了後、議会部門の歳出、1款議会費について質疑を行いました。

3月9日水曜日、午前9時30分から委員会を開催し、建設部門の歳入全般と、歳出の5款農林業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費について質疑を行いました。

建設部門の質疑終了後、平成28年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、全議員に配付させていただきます。

これで予算審査特別委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長及び特別委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の件、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件、議案第4号 職員の退職管理に関する条例の制定の件、議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正の件、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第16号 市道路線の認定の件、議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託の件、議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案16件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案16件に対する討論を終結いたします。

議案第1号から議案第4号、議案第7号から議案第9号、議案第11号から議案第17号、議案第22号及び議案第23号の議案16件を一括して採決いたします。

この議案16件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号、議案第7号から議案第9号、議案第11号から議案第15号、議案第17号、議案第22号及び議案第23号の議案15件は、原案のとおり可決、議案第16号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

議案第5号の条例改正に対して、私は反対の立場から討論を行います。

今補正予算議案に、市長、議員及び特別職の議員報酬に関する条例改正案が提出されています。一昨年12月の消費税先延ばし、総選挙等の中で、人事院勧告に基づいて、特別職、議員にかかわる期末手当の値上げ案が提出され、この3月議会に採決を求めるものであります。

今回の提案も、人事院勧告に基づく一般職の給与引き上げに伴うもので、議員の期末手当を今年度は昨年12月にさかのぼって、市長5万2,500円、副市長4万3,400円、教育長3万9,200円、議長5万600円、副議長4万4,850円、議員4万1,400円、引き上げ支給し、来年度は、6月分、12月分も同様に引き上げるというものであります。

勤労者全体での賃金アップを若者や女性の非正規労働という雇用構造の転換もなく、消費税が10%先送り議論され、そして、突然のマイナス金利の導入など、金融政策一辺倒のアベノミクスそのものの破綻が見受けられます。成長主義ではなく、持続可能な社会、トリクルダウン論ではなく、再分配政策への大転換が求められています。

こうした中で、政治を決定する側による特別職や議員の報酬の引き上げが、一般公務員同様に行われていいのでしょうか。極めて不透明な期末手当の引き上げであります。本来なら、中芝市長が特別職や議員の期末手当の値上げ理由について、第三者機関である特別職報酬等審査会に諮問してしかるべき案件であります。諮問もせず、市民に見えない形で、議案提案をしており、特別職の報酬等審査会存在そのものを無視しているのであります。

特別職報酬審議会は、基本報酬額について、据え置きをして答申しており、期末手当については、審議をしていないのであります。

今次、岩出市においては5歳児童が溺れ、その後、死亡し、さらに岩出第二中学校において、過去の歴史にもない、4階の非常階段から飛びおり自殺している事件が起きております。その責任も明らかにしないで、特別職及び議員の報酬引き上げなど、もってのほかであります。

本来なら、その責を省みて、市長初め教育長は報酬を返上すべきであります。特別職の報酬、期末手当の引き上げ原資は、非常勤職員や臨時職員の賃金底上げに回すべきであります。

よって、今回の報酬引き上げは、やめるべきであると私は考えます。この議案に反対をいたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、経済情勢を反映したものとすることが市民の理解を得られるものと考え、人事院勧告に準じた条例改正が妥当だと考えます。

以上、述べた理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第5号に対する討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号について、私は反対の立場から討論を行います。

議案第5号と同様、この議案については賛成できないので、反対をいたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、障がいのある子供の就学先決定に重点を置かれていた適正就学指導委員会から、従来の就学先決定の仕組みを改めるとともに、就学先決定後の一環した支援についても助言を行うという観点から、検証を変更するものであるため、私は、本議案に賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第6号に対する討論を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号 損害賠償の額を定めることの件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて、反対討論を行います。

昨年、2015年8月27日午前11時20分ごろ、岩出市堀口市民プールにおいて、5歳児の児童がうつ伏せで浮かんでいるのを家族や監視員が発見し、その後、県立医科大学へ搬送、その後、重体の中で懸命に生きようとしておられた男児が、医者も全力を挙げて処置されたと思いますが、その後、死亡されました。

市民の多くが、過去にないこの事件に対して、驚嘆の声を多く聞いております。人の命は何物にもかえがたいものであり、まことに痛恨のきわみであります。二度とこのような事故が起きないように万全の体制が求められます。さらに、ご遺族の皆

さんに、このようなことが起きないようにお誓いすべきであります。

岩出市行政として、その責任を自覚し、事の原因を詳細に分析すべきであります。亡くなられた児童に対して、ご冥福を衷心よりお悔やみ申し上げます。

今回、岩出市の損害賠償額の根拠は、逸失利益が677万7,221円、慰謝料480万円、その他の費用の総合計で1,200万円であるとして、示談交渉をしていると答弁をされておりました。

交通事故死については、強制保険から最低でも3,000万円が補償されおり、この金額は第6級程度のものであります。また、平成21年任意保険平均賠償額は、自治体の賠償額は3,500万円であると言われております。隣の泉南市において、数年前、学校のプールで死亡事件が発生し、その際、損害賠償額は5,000万円が給付されたと聞いております。

過去の各地方自治体において、同様な事故に対する損害賠償額と比較して、岩出市の損害賠償額が低額であることは到底理解できません。金額が目的ではないにしても、余りにも低額であることは到底納得できるものでありません。

よって、この議案第10号に提案された額には反対をいたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて、私は、本議案に賛成の立場で討論を行います。

今回提案された議案には、損害賠償金額は、確かに記載されておりますが、何よりもとうとい人の命を金額であらわすことは不可能であります。これまでの市の答弁等も含め、ご遺族の一番の願いは、事故の再発防止にあると考えております。市はこの事故について瑕疵を認め、安全管理マニュアルの見直しを行うと回答しており、新年度予算でもプールの安全対策工事の予算計上もされておりますが、ご遺族の意を最大に酌みながら、事故の再発防止に向け、市は真摯に受けとめ取り組んでいかなければなりません。また、我々議員もご家族の気持ちに寄り添い、ご遺族のご心情を察することが一番重要であると考えます。

今回、ご遺族と市の話し合いで対応した上での議案でありますので、本議案については賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第10号に対する討論を終結いたします。

議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

本年度予算を見る上では、国政上の動向を踏まえた社会経済情勢の分析、岩出市の現状と特性がどうなのか。住民の要望と要求はどう改善されたのか。岩出市の基本的な計画と取り組み面がどうなのかも問われています。

今、国においてアベノミクスの経済対策において、新たな新三本の矢なる施策が打ち出されていますが、安倍政権による大企業奉仕、大金持ち優遇の施策推進、対米従属の軍事費拡大の一方で、国民生活においては年金や医療を初めとする社会保障制度の切り下げや貧困と格差が進み、高齢者、労働者、中小業者など、あらゆる層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出すことができない状況となってきました。地方自治体として、市民生活を守る自治体本来の役割を果たさなければなりません。

今年度予算の中には新規事業として、地方創生関連を初め若い世代の出会いや結婚を促進するサポート事業、空き家対策、庁舎のスペース不足解消へ旧母子センター跡地への新庁舎建設、市民農園の拡充なども計上されています。しかし、厚生労働省や総務省における統計でも所得の低下が明らかになっている中で、市民の暮らしや生活を支援していく面では、住民の願いに十分応えられていない予算だと考えるものです。

以下の点をその理由として述べます。

岩出市の特徴面である若いまちとしての子育て支援面においては、他の自治体の子育て環境の改善や子ども医療費無料化制度のさらなる拡充を進め改善を図っているのに対し、岩出市は改善策が図られず、他の自治体とますます格差が広がってきています。

小中学校の大規模化の解消は、長期にわたる岩出市特有の状況であり、改善が求められながらも、今年度においても抜本的な解決を図らずに、生徒の減少を待ち続けるという極めて消極的な姿勢です。

また、普通教室に冷暖房設備を計画的に設置する自治体がふえる中で、今年度も子供たちへの教育環境の改善策は見られません。福祉タクシー券制度の利便性向上策、低所得者の生活を守る市独自の生活資金貸付制度を初め、障がい者施策における制度においても、昨年からの改善も図られていません。就学援助制度においても、要保護・準要保護における制度の改善策は見られず、福祉施策面、教育施策面でも市民への支援策面で不十分な点があると考えます。

市民の命と健康を守る健康施策面では、国民健康保険において高い保険税となっている状況のもと、保険税そのものを引き下げる対応が求められているにもかかわらず、国保会計の改善につながる一般会計からの独自の繰り入れも行われていません。介護にも関係してくる市民への健康増進施策面なども、住民の願いに十分応えているとは言えないと考えるものです。

この間、進められてきた子ども・子育て新システム制度を評価する姿勢においては、政府の市場化テストの導入、民営化や民間委託の推進など、構造改革路線の効率化の名のもとに、国の悪政を岩出市に持ち込む国追随の姿勢だと言わざるを得ません。また、5万市民に対応する行政サービスを進めるには、それに応じた人員体制も必要だと考えます。

岩出市では、人口増加が進みながら、経費節減、効率化という名での職員体制がとられています。一人一人の資質向上は当然のことですが、慢性化する残業実態、1人当たりの受け持つ事務量は、他の類似団体、自治体と比べてどうなのか。職員意識の低下や家庭環境悪化を招いていないのか、危惧する側面もあります。5万市民のニーズに応えるためにも、必要な人員配置を行い、企画立案を含め、ニーズに応えられる体制が求められます。非正規職員から正規職員への雇用促進など、生活面における安定化を図ることもあわせて求められていると考えます。

将来も自治体が存続していけるまちづくり、安心して子供を産み育てられるまちづくり、安心して老後を暮らせるまちづくり、住民が生き生きと生活できる施策こそが岩出市政に求められています。

市民の切実な願い・要望がありながら、要望に応えるための国の制度の活用や将来を見据えた起債の活用面でも、市民の願いに応えていない点があると考えます。

平成28年度の一般会計予算は、市民に夢や生きる希望を与えるものとはなってい

ないと考えますので、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計について、賛成の立場で討論いたします。

市長の施政方針にもありましたように、国の政策が非常に不明確な状況下においても、各種行政サービスを継続的に実施していくためには、健全財政の堅持が不可欠であると認識しております。平成28年度一般会計当初予算は、対前年度比5,327万円、0.3%の増となっておりますが、その主な財源は、国庫補助金が有効に活用され、基金の繰り入れも必要最小限としております。

また、市の借金である市債は、臨時財政対策債のみとし、昨年度よりも減少しております。これは将来に負担を残さないために、健全財政の堅持に努めた結果であると認識しております。

また、各事業についても、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育施策についても、住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように、当該予算は健全財政に配慮しながらも、真に必要な各種施策にわたり、充実した内容であります。

よって、私は本議案について賛成いたします。

○井神議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

私は、平成28年度岩出市一般会計予算案に対して、反対討論するまず最初の理由として、新年度の重点事業として、昨年と同様に、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上の4つの目玉を上げ、予算を編成したと言われております。

しかし、この方針について見ていきますと、道路の渋滞対策が除かれております。市長の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るために、どのような施策を構築するかであり、政の基本であります。

また、地球環境対策について、本年度は政策の課題にすらなっておらず、とりたてて全く予算が計上されていないのが現状であります。岩出市民が行政より先行し

て、どんどん再生可能自然エネルギー、脱原発への動きを進める中、太陽光発電設置が進んでおります。

さらに、公平で効率的、費用対効果等を考えて、今まで行っていた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するか否かについての最終判断はされておられません。

また、市民に、事業に対して、総合的にまとめたものはなく、情報公開もありません。今、岩出市民は何を求めているのか。それに答えるために、どう予算に反映するか。総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。その重要な施策は、少子高齢化の中で、子育て支援の充実であり、中学校卒業まで医療費の完全無料化、さらにはマンモス中学校の解消等に取り組む意思がないことであります。創造性のある市民が感動する予算となっております。

さらに、以下、具体的に述べたいと思います。

過去、贈収賄、公金の着服事件等々、岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点には一言も触れていない。日常不断に改善すべきであるにもかかわらず、喉元過ぎれば熱さを忘れていくということになっております。二度とこのようなことが起きないように、常に肝に銘じて、常に改革を進めていくべきであります。この改革実行がありません。ゼロベースで経理の見直しを行い、健全財政の堅持と言いながら、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたとは疑問であります。

自主財源を確保するために、市税及び使用料等の収納率を向上し、市有財産の有効活用等により、歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧であります。市民と行政の信頼関係の構築には、市民と行政の協働によるまちづくりを展開する上で欠かせない要素です。そのためには行政の透明性を高め、開かれた市政を推進し、市民への説明責任を果たしていくことが重要であります。その経過及び結果の情報を全て公開すべきであります。具体的にどうするのか不明であり、さらに住民との意思疎通はますます疎遠になる現状を憂うものであります。

市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、

職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民化サービスにいかにしていくのか、そういう予算にしていかなければなりません。

また、職員の賃金について、正職員は賃上げをされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員、臨時職員はゼロ回答であり、ますます官製ワーキングプアの固定化を進めるものであり、改善がされておられません。さらに、超過勤務の削減、有給休暇等の消化向上に取り組むことも不明確であるとともに、本年度は超過勤務が増加すると発言することは理解できないことでもあります。

住基カードの普及促進と費用対効果から見て、多くの持ち出しになっていること、今年度からマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっているこの現状を憂うものであります。この施行は、個人情報漏えいにつながり、市民には役に立たないものであることを断言しておきたいと思えます。

歳入増の一環として、他の地方自治体では、いろいろな地元の農産物を特典として設け、ふるさと納税への具体的な取り組みをしておりますが、岩出市はいまだに理屈をつけて取り組む意思がないことでもあります。

光熱水費についても同様であります。私は、本年4月から電力の自由化に向けて取り組むと言いながら、具体的実質計画を示しておりません。同時に、福島原発の事故による、いまだ10万人から避難し、故郷へ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。その補助金創設もないのが現状であります。

工事請負に関して、積算根拠を詳細に予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに制度は向上していないと私は考えております。決算時に入札の差額であると言ひ、当たり前のように発言するこの姿勢については理解ができません。

監査委員等の行政については、昨年度から一部上げられましたが、他の委員の報酬は不十分であり、市にふさわしいものでありません。

児童の医療費助成については、一部保護者の負担を求めており、100%完全無料化への取り組みを早急に行うべきであります。

また、ワクチンの同時・同日接種時の無駄な支出を改善する意思がないことでもあります。

将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けて取り組む意思がないことでもあります。

さらに、市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用を加算していると言わざるを得ません。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題ではありますが、この点について具体的方針がありません。

防災マニュアルについても、土砂災害危険箇所への看板設置を予算化することもしないで、自主防災組織についても設立はしたが、実質的に開店休業の組織が多くあること、市として、もっと側面から支援をすべきであると考えます。

さぎのせ公園についても駐車場は狭く、いざというとき、防災上の避難場所として管理棟ができましたが、最も低い位置にあり、問題であることであります。

予算書説明欄の項等での表記について、行政みずから障がい者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示に改める意思がないことであります。

若もの広場・大門池・新池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言していながら、いまだに市民の税金である4,700万円にわたる金額について請求をせず、時効が成立していると考えております。このような態度は、市民にとって許しがたいことであります。

新年度予算については、以上の理由によって反対を表明いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算の反対討論を行います。

岩出市の国保においては、医療給付の増加見込みに関して、利用者の負担増しか

ないとの考えのもと、値上げが繰り返し行われてきています。

近年においては、税率の据え置きはされていますが、限度額の引き上げでの利用者負担増とする国保運営が行われてきています。この点においては、決算面、不納欠損額が年々ふえ続けて、年間8,000万円以上もの対応がされてきた点からも、回収できないほど高い国保税となっているにもかかわらず、さらに国保税を引き上げていくというのが岩出市の政治姿勢です。国保税を引き下げなければ、利用者は払いたくても払えない状況なのです。そもそも国保が上がったのが、国が負担する部分を減らし続けてきたことが、根本的に大きく影響しています。国庫負担をもとに戻すことを国に対して要望することが、第一に求められています。

資格証明書、短期証明書の発行もやめるべきです。当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことをつくり出しています。

昨年 の 討 論 に お い て 、 資 格 証 明 書 を や め て ど う す る の か 、 指 摘 の 内 容 が 理 解 で き ないということが言われました。この点では、資格証明書により重症化をつくり出し、このことが国保会計におけるさらなる医療費の増加となり、国保の運営に大きな影響を与えることになることです。重症化しないうちに対処することこそ、人命を守り、国保運営の改善につながるものです。医療費の増加を防ぐ手だての一環として、早期発見・早期治療に役立つ人間ドックにおいても、滞納者は受けられない点を初め、人間ドック費用は、平成16年度と比べ半分にまで減額し、制度の後退がされてきています。

脳ドック受診対象者は若干ふやされてきていますが、受診希望者が160名もありながら、昨年比15名増の50名での対応は、市民の要望に応えているとは言えない面があると考えます。

安心して医療を受ける体制や医療費削減を図る上では、市民のニーズに十分応えていない点があると考えます。

また、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保における医療状況の把握や医療費総額を抑える取り組みの視点での職員体制も不十分なものではないか。今後の対策を打っていく上でも、改善が求められると考えます。

国保税を厳しく取り立てるためのプロジェクトチームがつくられています。利用者の立場に立った納税相談の対応こそ求められます。

国保会計において、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げ

るために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点もあります。しかも、本来、国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきものは、一般会計に繰り戻すという市の姿勢があります。この点は国保利用者にとって理解されがたいものだと考えます。

税金を国保に使うことは不公平との指摘がされる場合がありますが、国保は自営業や農林水産業で働く方、パートやアルバイト、年金生活などの方が加入している保険制度です。社会保険などに加入している方も、退職すれば国保に加入することになります。いつかは国保に加入することになり、人生における保険制度の利用上からも、不公平とは言えないものです。

また、社会保険などでは企業による負担軽減があるわけですが、国保では負担軽減がないからこそ、国の負担分があるわけですが、今、国の負担分が削減されているからこそ、一般会計から繰り入れる必要性が生じているわけであり、繰り入れなければ国保加入者こそ負担の公平性において、不公平を生じさせられているのです。悪循環となる手法で、国保利用者新たな負担を押しつけるのではなく、一般会計から繰り入れる対応や国保会計を安定化させる上でも、国保運営の姿勢改善こそ必要だと考えます。

以上の理由により、平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野 豊議員。

○西野議員 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

市民の疾病予防、早期発見、早期治療を目的とした人間ドックや脳ドック、また、生活習慣病対策として実施する特定健診においては、集団健診と各種がん検診を同時に行うセット健診など、市民のニーズに応えたものとなっており、市民の健康づくりを支援するとともに、医療費の削減に取り組んでいます。

また、市民の国保税負担の公平の観点から、積極的に徴収業務を実施するなど、自主財源の確保に努められています。

以上のことから、国保の安定的運営を目指す予算となっておりますので、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第19号に対する討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出予算について、反対討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された方が本当に必要とするサービスが受けられたのかどうか問われなければなりません。この間、政府において、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用がかえって本人の能力実現を妨げているなどと、要支援・要介護度1の人への介護サービスを切り捨ててきたのです。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割程度にとどまり、要介護認定を受けながら、サービスを一切利用していない人も多数います。介護保険制度は、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、負担増やサービス取り上げの制度改悪が繰り返され、介護保険だけで在宅サービスを維持できない状況も生まれてきています。

介護離職や介護破産、介護心中、事件や事故、さらに介護施設の倒産など、介護を取り巻く環境はますます深刻化しています。利用者からサービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護が保障される制度にするよう国に対して強く意見を述べること、市としても現状サービスを後退させないことが求められます。

介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの、減免制度そのものが、今年度においても不十分なものとなっていると考えます。

また、認定審査会における審査においても、利用者や事業所において、利用開始の適切な対応ができるよう改善を求める声に応えられる体制づくりの必要性がある面も指摘をし、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 本議案につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

全国的に高齢化が急速に進む中、高齢化率が県下で一番低い岩出市においても、年々高齢化が進み、それに伴い要介護認定者数もふえている状況と考えます。これから迎える高齢化社会に対応するための対策が必要であり、高齢者が介護・医療が必要になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築の取り組みを進めていただく必要があります。

本予算案につきましては、制度改正により、順次施行される施策を踏まえた各種事業や第7期介護保険事業計画策定の基礎資料となるための高齢者意向調査、円滑な介護保険事業のための適正化の取り組みなど、必要な経費が計上されております。また、介護予防の取り組みにも努力されていることが伺えます。できる限り介護状態になることを予防することで、給付費の抑制につながり、持続可能な制度として利用者や家族にとってありがたい制度としてあり続けるようお願いしまして、本議案につきまして、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口に、医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。岩出市においても対象人数がふえています。制度に加入すればするほど負担が重くなる状況があらわれています。言うまでもなく、この後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ないお年寄りいじめの制度であります。このような高齢者を差別する制度、後期後期高齢者医療そのものを速やかに廃止することこそ求められているものです。

もとの老人保健制度に戻し、国の責任を明確にし、安心してお年寄りが医療にかかれるように制度設計することが求められます。

平成29年度から後期高齢者への特例制度の廃止の計画がありますが、この特例軽減がなくなれば、現在、8.5割減額を適用されている人の保険料は7割軽減となり、保険料が2倍に引き上がります。年収が80万円以下で9割軽減を適用されている人の保険料、7割軽減となり、その場合は負担が3倍にはね上がります。健保共済の扶養家族だった方は、後期高齢者医療制度に移って2年以内なら5割軽減、3年目以降は全額負担とされ、保険料は現行の5倍から10倍にもなってしまうものであり、大幅な負担増となる制度廃止の撤回を求める、この必要があることを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 本議案につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化が進む中、被保険者の増加に伴い、医療費が伸びている状況を踏まえ、必要な事業を行うなど、県広域連合において適正な制度運営に努められているところであります。

また、本年度は2年に1回、保険料率等を見直すこととなっており、平成28年、平成29年度の保険料率について改定が行われたところであります。本予算につきましては、広域連合の一員として、主に高齢者の方の医療費に必要な費用を納付金として、和歌山県後期高齢者医療広域連合へ支出するための予算であります。療養給付費負担金や事務費負担金など、制度運営に必要な予算となっており、低所得者に対する保険料の軽減制度が拡充されることに伴う保険基盤安定制度負担金につきましても、昨年度当初予算より増額されたものとなっていることから、適正な予算であるとわかります。

以上のことから、本議案につきまして、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度水道会計について、反対討論を行います。

今年度予算においては2万2,900戸を見積もり、13ミリ管で200件、20ミリ管で15件を新たに想定しています。一方で、節水意識が高まったとの認識のもと、1件当たりの使用水量の低下を見込んでいます。

岩出市の水道会計では、決算において、毎年のように1億円前後の黒字を計上してきています。将来の水源地の確保が必要との理由のもとで、毎年積み上げられてきており、現在、内部留保金においては30億円を超える状況となってきました。黒字を生んでいる要因の1つとして、基本水量に満たない利用者は3,800世帯にも上っており、使用していないにもかかわらず過大な料金となっています。

地方公営企業法第3条で、企業の経済性の発揮とともに、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営することを求めています。この点からは、企業法の趣旨にのっとり、予算面において、基本水量基準の細分化、料金基準の見直しこそ行い、内部留保金についても市民生活に還元する必要があると考えます。

また、公共料金への消費税上乗せなど、所得の低い方への逆進性をもたらす一面

もありますので、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の賛成討論を行います。

私は、平成28年度の岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に、安全で確実に地域住民に供給する役目を担っております。

平成28年度予算においては、第3次拡張事業の完成と水道ビジョン策定に伴い、住民が安心して暮らせるよう、安全な飲料水を安定して供給するため、岩出市水道事業の将来計画を具体化するアセットマネジメントに取り組み、効率的な運営を図ろうとしていることが見受けられます。

以上の理由で、私は本予算を賛成といたします。

○井神議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第24号 平成28年度水道事業会計予算について、私は反対の立場から討論を行います。

水道会計の予算について、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用料を全て切り上げ、一律に消費税込みで2,160円を徴収をしております。この公序良俗に反し、不合理性をただすべきとして和歌山地裁に提訴し、その後、大阪高裁に控訴をしてきました。控訴においても棄却はされましたが、大阪高裁の判断は、第一義的には、住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。すなわち市民が疑問を感じ、また、議会がこれらのことに答えていくべき課題であります。

さらに、消費税が来年度から2%引き上げられて10%になりますと、20立方メートル以下を全て2,200円となるのであります。ますます岩出市民の生活に負担を求めることになるでありません。この消費税は国税ですが、国に納めることがなく、地方自治体の財布におさまったままであり、いわゆる脱税をしているといっても過言ではありません。水道接続においても、加入施設分担金が、他市に比べて高額であると市当局が認識しながら、いまだに引き下げる意思がないのであります。この硬直した考えで、市民の立場に立った水道行政と言えるものではありません。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言

ではないのであります。

さらに、他市では生活保護者や障がい者等への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度も求められておりますが、それについてもありません。

よって、私はこの平成28年度水道事業会計予算について、反対をいたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書

○井神議長 日程第26 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願書に関し、請願審査報告書が提出されておりますので、建設常任委員会委員長から報告を求めます。

建設常任委員長、玉田隆紀議員。お願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託されました請願書は、請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書です。

当委員会は、3月14日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員及び請願者から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論を行った後、挙手による採決の結果、請願第1号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願者の土地は、岩出市船戸のどの部分にあるのか。請願者以外の土地所有者は、

どのように言われているのか。地籍調査実施に当たり、土地の所有者は境界確認に立ち会っているのかについて。

以上が、建設常任委員会の請願書の審査の中で交わされました主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書について、反対の立場で討論を行います。

当市の地籍調査は、平成3年から国土調査法による地籍調査事業を実施しており、地籍調査に当たっては、境界に接する土地の所有者等の関係者を立ち合わせ、それらの者の同意を得て境界を決定するものであり、当市では、平成26年11月に事業が完了しております。地籍調査の境界の位置は、隣り合う所有者双方が納得して初めて決定されるものであり、今般の申し出のある周辺の地籍調査においても、土地所有者が同意されており、既に登記も完了されていることから、この件については深く議会がかかわる事案ではないかと考えます。

以上のことから、請願第1号を採択すべきではないと申し上げまして、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 請願第1号について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、請願の趣旨は、昭和31年8月8日、内閣総理大臣 鳩山一郎、告示行為によって存在する地籍について、それ以降、岩出市の岩出町の時代、議決をされた議案であります。この議案には、現行の岩出市と和歌山市の境界について問題があり、

その明確化を求めたものであります。今現在、和歌山県の法務局において、この原因となる問題について精査をしており、橋本課長補佐も、これは問題であると、従来の公図から逸脱している点を指摘をされており、具体的な調査段階に入っております。

なお、この請願採択に当たり、建設常任委員会において、その理由として、和歌山市側にこの請願をすべきだと参考人に対して、質疑にない攻撃的な発言はされたことは、まさしく問題であり、昭和31年7月4日、岩出町の本会議で議決されている議案であり、そのとおり採択をすべきだという趣旨の請願であります。

よって、もしそれが誤りであれば、総務省に届け出る内容であると思うのであります。今回の請願については、さらに、今後、私は明らかになっていくと思いますが、この請願については、以上の理由から賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第25号 副市長の選任について

○井神議長 日程第27 議案第25号 副市長の選任の件を議題といたします。

(佐伯総務部長退席)

○井神議長 提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 議案第25号 副市長の選任についてであります。佐伯繁樹氏を4月1日から副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

佐伯繁樹氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。同氏は、皆さんもご承知のとおり、市職員として行政経験も豊富で、職員の信頼も厚く、副市長として市の課題に取り組む的確な人物であると考えております。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○井神議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 今回の副市長の選任について、3点にわたり質疑をさせていただきます。

選任する際の基本的な方針はどのようにされてきたのか。

さらに、市行政の右腕として、ナンバー2としての執行補助機関をどのように運営、指導されようとする点で、どのような基準をどういうスタンスでされようとしているのか。

それから、今起こり得る岩出市民の多種多様なニーズに応じて、行政サービスの向上にどのような取り組みをされようとしている人物なのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

まず、1点目の選任する際の基本方針はについてであります、副市長の職務につきましても、地方自治法第167条において規定されているところであります。この職務を的確に遂行できる人物を選任しております。

2点目のナンバー2として、どのように指導されようとするのかにつきまして、副市長として、私の命により政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督することにより、適正な事務執行ができるよう指導いたしてまいります。

3点目の市民の多種多様なニーズに応え、行政サービスの向上にどう取り組みされるのかにつきましては、地方自治法の定めのとおり、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げることが基本として取り組んでまいります。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。

副市長のスタンス、立場についてのご説明をいただきました。今後についてありますが、これからの市行政の市民の立場に立ったナンバー２としての手腕を発揮されたいと思いますので、質疑ではありませんが、そのことを申し添えて、終わりたいと思います。

○井神議長 以上で、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第25号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(なし)

○井神議長 これをもって、議案第25号に対する討論を終結いたします。

議案第25号 副市長の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり同意されました。

(佐伯総務部長入室)

○井神議長 総務部長から発言を求められておりますので、許可します。

総務部長。

○佐伯総務部長 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

まず先ほど、副市長の選任につきまして、ご同意をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げますとともに、その重責を感じているところでございます。

特に、3月末で退任される中畑副市長様におかれましては、4年間、岩出市発展に尽くされ、元県職員としての経験と知識に基づき、その判断、指示は的確であります。私自身、総務部長として4年間は非常に助けていただきました。私自身は、

その足元にははるかに及びませんが、まだまだ努力が必要かと思っております。

さて、本年は、岩出市誕生10周年の年となりますが、市政を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。財政面では、社会保障関係財源の確保を行いながら、防災・災害対策、浸水対策、渋滞対策、下水道整備、観光振興、学力向上、社会福祉の充実など、重点施策を進めていかなければならないと思っております。

また、市民の信頼に応えられる組織づくりや職員の育成もまだまだ充実させていかなければならないと、このように考えてございます。

そのためにも議会の皆様方のご指導、ご協力をいただき、また、市職員の皆様と一体となって、与えられた職務に務めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第28 議員派遣について

○井神議長 日程第28 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文

教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は、3月22日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月22日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(11時25分)